平成２４年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目58番地１　協立マンション204
債務者　藤倉恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市太田和２丁目９番５号　第２大和ハイツ102
債務者　新倉　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市太田和２丁目９番５号　第２大和ハイツ102
債務者　新倉　靖子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１８号
松江市玉湯町湯町187番地６
債務者　隠田　　晃
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６４号
佐賀県伊万里市大川内町丙2355番地２
破産者　前田印刷有限会社
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４３２号
福岡県福岡市西区生の松原３丁目18番３号
破産者　株式会社高山工業
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７号
福岡県久留米市高良内町2347番地の373
破産者　有限会社信和塗装興業
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５７１号
札幌市清田区平岡五条６丁目15番16号
破産者　有限会社マルカツ藤谷水産
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１８号
仙台市宮城野区高砂１丁目29番９号
破産者　有限会社日本引越仙台センター
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県芦屋市東芦屋町23番18―204号、開始決定時の住所栃木県足利市江川町１丁目14番地27
破産者　迫間　敏明
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０３号
東京都八王子市松が谷27番地１―104
破産者　高仲　　悟
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８０４号
東京都八王子市松が谷27番地１―104
破産者　高仲さゆり
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８０号
新潟市中央区桜木町１番３号
破産者　株式会社家康書店
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４０号
京都市山科区川田梅ケ谷町１番地の33
破産者　京都東山観光株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目11番15号
破産者　姫路塗装株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６０９号
福岡市博多区堅粕２丁目13番12号
破産者　博多米穀株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５号
福岡市博多区空港前４丁目14番19号
破産者　有限会社筑前菓匠一ひら
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７号
宮崎県小林市北西方1076番地
破産者　株式会社末吉材木店
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７７号
群馬県太田市龍舞町1992番地１
破産者　有限会社辻屋武藤電化
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３９０号
横浜市神奈川区松本町１丁目１番地
破産者　有限会社ビューティショップアカシヤ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７４号
神奈川県藤沢市南藤沢16番10―101号
破産者　東洋地所株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部